

川崎市居住支援協議会

令和6年度 定期総会 議事次第

議 案

- (1) 第1号議案 役員交代（案）について
- (2) 第2号議案 令和5年度事業報告（案）について
- (3) 第3号議案 令和5年度決算報告（案）及び監査報告について
- (4) 第4号議案 令和6年事業計画（案）について
- (5) 第5号議案 令和6年予算（案）について
- (6) 第6号議案 会員の新規加入（案）について
- (7) 第7号議案 川崎市居住支援協議会会則 改正（案）について

(配布資料)

- ・ 議事次第
 - ・ 資料1 第1号議案 役員交代（案）
 - ・ 資料2 第2号議案 令和5年度事業報告（案）
 - ・ 資料3 第3号議案 令和5年度決算報告（案）及び監査報告
 - ・ 資料4 第4号議案 令和6年度事業計画（案）
 - ・ 資料5 第5号議案 令和6年度予算（案）
 - ・ 資料6 第6号議案 会員の新規加入（案）
 - ・ 資料7 第7号議案 川崎市居住支援協議会会則別表 改正（案）
-
- ・ 参考資料1 令和6年度協議会スケジュール
 - ・ 参考資料2 川崎市居住支援協議会会則

【第 1 号議案】

川崎市居住支援協議会 役員交代(案)

役職	団体等	氏名	前任者
会長	川崎市 まちづくり局 住宅政策部長	原嶋 茂	
副会長	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 支部長	中尾 健治	
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 常務理事	邊見 洋之	
幹事	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 支部長	中尾 健治	
	公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 川崎支部 副支部長	米田 恵子	
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部 副支部長	加藤 豊	
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 部長	筒井 康仁	
	川崎市地域自立支援協議会 精神障害者地域移行・地域定着支援部会	退 会	井藁 元子
	特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 理事長	裴 安	
	特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 理事長	永島 優子	
	川崎市 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 課長	菅原 和彦	佐藤 紀子
	川崎市 健康福祉局 地域包括ケア推進室 担当課長	久保 真人	久々津 裕敏
川崎市 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課 担当課長	川本 拓	小島 隆司	
会計 監事	一般財団法人 高齢者住宅財団 総務部長	小岩 光弘	

(敬称略)

【第 2 号議案】

令和 5 年度 川崎市居住支援協議会 事業報告（案）

1. 総会等の開催

(1) 幹事会 第 1 回 … 令和 5 年 4 月 1 4 日～5 月上旬※書面・電話等で個別実施
定期総会における議案について検討、確認

定期総会 … 令和 5 年 5 月 2 2 日（月）

「令和 4 年度事業報告・決算」「令和 5 年度事業計画・補正予算」等について議決

(2) その他

臨時総会 第 1 回 … 令和 5 年 4 月上旬 ※書面表決

「令和 5 年度事業計画（案）」「令和 5 年度予算（案）」について承認の議決を得るために開催

臨時総会 第 2 回 … 令和 5 年 1 月上旬 ※書面表決

「令和 5 年度第 2 回補正予算（案）」について承認の議決を得るために開催

(3) 専門部会による協議

- ・すまいの相談窓口における福祉との連携体制の強化（窓口サポート事業）についての議論や、相談事例に関するケーススタディの実施。
- ・地域の見守り資源・ネットワーク等（人的見守り）および、機械的な見守りを活用した重層的な見守りの実施についての議論の実施。
- ・退去時のトラブルが起これないようにするための予防策（モデル契約・死後事務委任・孤独死保険の活用等）についての議論の実施。

〔
○第 1 回：令和 5 年 7 月 1 3 日（木）、1 4 日（金）
○第 2 回：令和 5 年 1 0 月 1 9 日（木）、2 0 日（金）
○第 3 回：令和 6 年 1 月 2 2 日（月）、2 3 日（火）
〕

2. 具体的な取組

令和 5 年度は、専門部会での検討と合わせて次のとおり具体的な取組を行った。

(1) すまいの相談窓口における支援体制の充実

① すまいの相談窓口の支援体制の強化

すまいの相談窓口の相談者を適切な福祉窓口・支援へ円滑につなぐ機能を強化するため、居住支援団体（NPO 法人楽、すまセン）への委託により、相談窓口への助言・サポート 8 件、物件の掘り起し 1 件の支援を実施した。

② サポート店との連携

アンケート結果を基にヒアリング調査を行い、より多くの物件を提供してもらうため、相談者の状況に応じて、サポート店を直接案内するなど、柔軟な対応が可能となるよう整備した。

③ 物件確保に向けた検討・取組

市内の民間賃貸住宅を所有するオーナーに対し、居住支援に対する理解醸成や、具体的に活用可能な物件の掘り起こし（要配慮者への物件提供）を目的とした、住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅登録制度に関する説明・周知を実施。

「令和5年度賃貸住宅空室対策セミナー」

- ・日時：令和5年9月2日(土)14:00～16:00
- ・会場：ミューザ川崎第1・2・3会議室（会場とZOOMを併用して開催）
- ・対象者：市内の民間賃貸住宅(アパート)オーナー及びその家族(27名)
- ・講師：日本賃貸住宅管理協会神奈川県支部 加藤副支部長(居住支援協議会 幹事長)
CHAr 代表理事 明治大学 専任講師 連 勇太郎 氏

(2) 居住中の支援（体制やサービス等）の活用

① 入居者情報共有シートの活用方法の検討

入居者情報共有シートの活用に向けた検討や住宅と福祉の相互理解による連携強化に向け、区役所・各相談窓口職員が参加する研修にて居住支援の取組の紹介・シートの活用の依頼を行った。

② 地域自立支援協議会と協働した研修の開催

市内で活動する居住支援法人と宿泊型自立訓練施設から講師を迎え、居住支援の現場の活動・実態についての研修会を開催した。

あわせて、「大家・不動産店に安心して物件提供してもらうためにどのような支援体制を構築していくべきか」という視点で不動産事業者・相談支援事業者・庁内関係部署の職員によるパネルディスカッションを行った。

- ・日時：令和5年11月10日(金)14:30～16:30
- ・会場：川崎市医師会館
- ・講演：居住支援法人川崎ロイヤル株式会社 石井俊江氏、桜の風もみの木 松下 亜未氏
- ・その他：川崎市の居住支援法人(川崎ロイヤル・NPO ピアたちばな)より活動報告

③ 人的・機械的な見守りの検討

地域にある様々な見守り資源・ネットワークの強化と、機械的な見守りを活用した重層的な見守りについて協議・検討を行った。人的見守りを基本として機械的な見守りを活用する方法は良いが、緊急連絡人と同じく有事の際に連絡を受ける人の確保が課題だとの意見があった。また、ケアマネージャーや生活支援コーディネーターなどを活用できないかとの意見があった。引き続き、人材の確保について、福祉部局と連携を行っていく。

(3) 入居者退去時の対応に関する不安等の軽減

① 「外国人向けすまいのサポートブック」の翻訳・活用方法の検討

サポートブックの翻訳・活用方法のためのWGを開催し、市のYouTube にあげるための動画作成に向けて取り組んだ(今年度は音声データ作成)

② 福祉部局との連携による課題解決に向けた体制の構築

地域包括ケア推進室とWGにて個別の事例検討を行い、専門部会で協議を行い、困難事例が起きてからの対応となると課題が大きくなるため、要配慮者の状態変化への対応を迅速に行うことで、予防できるのではないかなどの意見が出た。

③ 孤独死等に対応した保険等の整理

死後事務委任・モデル契約条項や孤独死保険についての検討を行った。モデル条項については、制度が複雑であり、国としては居住支援法人を受任者と相当しているが、理解が進んでおらず活用されていないのではとの意見があった、保険加入については、一定程度の理解が得られているものの、生保受給者などの費用負担などについて課題が残っている。また、対象者を絞って課題を整理する必要だとの意見もあった。受任者の確保や金銭的な負担について福祉部局(社協も含め)と連携を行っていく。

3. 協議会のあり方検討

協議会の運営方法や検討の方向性について、庁内会員から意見聴取を行うため、庁内検討会を3回実施した。検討の結果として、専門部会前後に検討会を開催し、企画・立案・課題の共有を行うとともに、専門部会での検討内容のフィードバックを受けて協議を行うこととした。来年度は、テーマ別の3部会での開催とする。

4. その他（講演等への協力）※事務局対応

宅建協会中支部の役員会や自立支援室が開催する新人・新任研修にて、本市の居住支援に関する取組を紹介し、連携強化を呼びかけた。

令和5年4月17日 宅地建物取引業協会中支部役員会

令和5年5月25日 生活保護ケースワーカー新人・新任研修

令和5年10月31日 かながわ住宅確保要配慮者居住支援セミナー

令和5年度 決算報告(案)

[収入の部]

(単位:円)

中科目 小科目	予算額(A)	決算額(B)	増減 (B-A) △は減	備考
補助金収入	2,277,120	2,161,202	△ 115,918	
重層的セーフティーネット構築支援事業補助	2,277,120	2,161,202	△ 115,918	国土交通省補助金
借入金	1,364,000	1,364,000	0	川崎市住宅供給公社からの借入
雑収入等	0	20,007	20,007	
雑収入	0	20,000	20,000	講師謝礼
預金利子	0	7	7	預金利子
当該年度収入合計(C)	3,641,120	3,545,209	△ 95,911	
前年度繰越金(D)	78,508	78,508	0	
収入合計	3,719,628	3,623,717	△ 95,911	

[支出の部]

(単位:円)

中科目 小科目	予算額(a)	決算額(b)	増減 (b-a) △は減	備考
人件費	852,800	879,463	26,663	
事務局人件費	852,800	879,463	26,663	住宅供給公社職員分
旅費	4,000	2,610	△ 1,390	
交通費	4,000	2,610	△ 1,390	住宅供給公社職員分
庁費	1,420,320	1,279,129	△ 141,191	
需用費	30,000	37,324	7,324	消耗品費、事務用品、光熱費、印刷製本費
報償費	276,370	176,120	△ 100,250	講演会謝金、入居支援費
役務費	424,000	378,435	△ 45,565	印刷製本費、振込手数料
委託費	623,950	623,950	0	サポートブック翻訳委託料
使用料及び賃借料	66,000	63,300	△ 2,700	会議室利用料、マイク等リース代、事務所賃料
償還金	1,364,000	1,364,000	0	川崎市住宅供給公社への償還
当該年度支出合計(E)	3,641,120	3,525,202	△ 115,918	
次年度繰越金	78,508	98,515	20,007	
支出合計	3,719,628	3,623,717	△ 95,911	

次年度繰越収支差額 (C) + (D) - (E)	当該年度 収入合計(C)	前年度 繰越金(D)	当該年度 支出合計(E)	次年度繰越金
	3,545,209	78,508	3,525,202	98,515

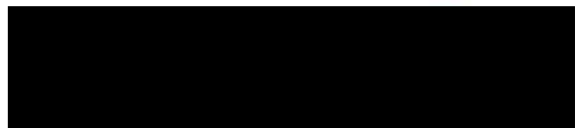


会計監査報告書

令和6年4月15日、川崎市居住支援協議会会則第17条の定めるところにより、令和5年度の収支決算状況について、関係帳簿等により慎重に会計監査を行ったところ、経理等の内容は、良好かつ適正であると認められました。

令和6年4月15日

会計監事



令和6年度 川崎市居住支援協議会 事業計画（案）

令和6年度の協議会活動について、次のとおり各専門部会にて具体的な取組を中心に検討を進める。

1. 総会等の開催（予定）

- (1) 幹事会 … 令和6年5月7日
定期総会における議案について検討、確認
- (2) 定期総会 … 令和6年5月27日
「令和5年度事業報告・決算」「令和6年度事業計画・補正予算」等について議決
- (3) 専門部会 … 令和6年7月上～中旬、10月中旬、令和7年1月下旬
各取組毎に専門部会をそれぞれ年2～3回開催し、ケーススタディや各会員からの提案に基づく意見交換等

2. 具体的な取組

(1) すまいの相談窓口の機能強化

すまいの相談窓口の運営にあたり、住まい・住み替え相談件数が増加するとともに、福祉的支援や経済状況等を把握することや、既存の支援体制等による課題解決を行うため、相談者に対してより丁寧な対応が必要な相談も増加しており、窓口の福祉的な機能強化に向けて、各関係機関との連携強化・役割分担の確認をする必要がある。

- 庁内各部署・関係機関への説明・周知啓発
- 相談窓口の醸成（要配慮者の入居に係る問題要因や必要なサービスの整理・研修会など）
- 物件確保に向けた取組（サポート店との連携強化、家主向けセミナーの開催など）

(2) 効率的な物件提供に向けた取組について

相談者の状況（心身状況や支援の有無等）や希望条件、時期等により、転居先が見つからないケースが少なくないことから、引き続き協議会サポート店との連携強化を図るとともに、新たに連携可能な不動産事業者や家主の掘り起こし等、物件確保に向けた取組等を推進する。

- 物件確保に向けた取組（市の既存の支援制度・事業の強化・充実化の検討、成約に至らなかった要因分析など）
- 居住支援法人によるサブリースによる物件提供等の試行実施

(3) 入居者の退去や死亡時におこる手続きの検討

入居者退去時における家主・不動産事業者の不安や金銭的負担等の軽減に向け、退去に必要な手続きや、事前の備えとして有効な手段（保険等）について周知・活用する。

- 外国人向けすまいのサポートブックの動画作成
- 福祉部局との連携による、予防的支援策の検討
- 孤独死等に対応した保険等の整理

※その他、個別の検討事項に関しては、ワーキンググループ等により対応していく

令和6年度 予算(案)

[収入の部]

(単位:円)

中科目 小科目	令和6年度 予算額(A)	令和5年度 予算額(A)	増減 (A-B) △は減	備考
補助金収入	4,961,600	2,277,120	2,684,480	
共生社会実現に向けた住宅セーフティ ネット機能強化・推進事業補助	4,961,600	2,277,120	2,684,480	国土交通省補助金(R5は活動期間4月～1月)
借入金	1,350,000	1,364,000	△ 14,000	川崎市住宅供給公社からの借入
雑収入等	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
預金利子	0	0	0	
当該年度収入合計(C)	6,311,600	3,641,120	2,670,480	
前年度繰越金	78,508	78,508	0	国庫補助対象外(ZOOM、振込手数料等)支出
収入合計	6,390,108	3,719,628	2,670,480	

[支出の部]

(単位:円)

中科目 小科目	令和6年度 予算額(a)	令和5年度 予算額(a)	増減 (a-b) △は減	備考
人件費	3,061,600	852,800	2,208,800	技師(C)単価@35,600×2人×43日
事務局人件費	3,061,600	852,800	2,208,800	住宅供給公社職員分
旅費	50,000	4,000	46,000	単価@25,000×2人
交通費	50,000	4,000	46,000	住宅供給公社職員分
庁費	1,850,000	1,420,320	429,680	
需用費	270,000	30,000	240,000	消耗品費40,000、光熱水費160,000、印刷製本費70,000
報償費	100,000	276,370	△ 176,370	セミナー謝金100,000円
役務費	110,000	424,000	△ 314,000	通信運搬費70,000、広告宣伝費40,000
委託費	1,000,000	623,950	376,050	サポートブック動画作成委託800,000、セミナー委託200,000
使用料及び賃借料	370,000	66,000	304,000	講演会会場使用料・マイク等リース費70,000、事務所賃料300,000
償還金	1,350,000	1,364,000	△ 14,000	川崎市住宅供給公社への償還
当該年度支出合計(D)	6,311,600	3,641,120	2,670,480	
次年度繰越金	78,508	78,508	0	
支出合計	6,390,108	3,719,628	2,670,480	

【第6号議案】

資料6

会員の新規加入(案)

団体名 (事務所所在地)	所在地	理由	参加専門部会		
			A	B	C
特定非営利活動法人 ピアたちばな	神奈川県川崎市高津区下作延4-3-12 上中村ビル1階	川崎市地域自立支援協議会の精神障害者地域移行・地域定着支援部会として当協議会に参加していただいていたが、自立支援協議会における体制見直しにより部会が廃止となったため、法人として改めて加入するもの。		○	

川崎市居住支援協議会 会則別表(第4条関係) 改正(案)

川崎市居住支援協議会会則 新旧対照表

新		旧	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
区分	会員	区分	会員
居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 川崎ロイヤル 株式会社 川崎市住宅供給公社 特定非営利活動法人 <u>ピアたちばな</u>	居住支援団体 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 <u>川崎市地域自立支援協議会</u> 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 川崎ロイヤル 株式会社 川崎市住宅供給公社	
法務省	横浜保護観察所	法務省	横浜保護観察所

川崎市関係課	市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 イノベーション推進部 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者施設指導課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者社会参加・就 労支援課 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課		川崎市関係課	市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 イノベーション推進部 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者施設指導課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者社会参加・就 労支援課 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課	
--------	--	--	--------	--	--

※川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる

令和6年度 川崎市居住支援協議会 想定スケジュール(案)

参考資料 1

	(3月)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
総会				● 定期総会(5/27) ・前年度決算、事業報告 ・新年度決算、事業計画										<ul style="list-style-type: none"> ・国費応募後、国から示された減額後の国費を基に国費申請を行い、定期総会を実施し、承認を受ける予定(臨時総会なし予定) ・定期総会にて5年度の決算・6年度の予算等を確認予定 ・その他、必要に応じて臨時総会を実施 	
幹事会			⇄ 幹事会(5/7) ※会議形式 定期総会での議決事											<ul style="list-style-type: none"> ・定期総会前に開催 ・新年度の役員交代等について確認 ・令和6年度の専門部会での検討テーマと部会割りについて 	
専門部会		● 第3回(3月下旬)		● 第1回(6月上旬)	● 第1回(7月上旬)		● 第2回(9月中旬)	● 第2回(10月中旬)		● 第3回(12月中旬)	● 第3回(1月中旬)		● 第4回(3月上旬)	<p>A部会: ・すまいの相談窓口との機能強化 ・家主向けセミナーや、関係機関との研修会の開催</p> <p>B部会: ・効率的な物件提供に向けた検討 ・協力的な大家や居住支援団体の掘り起こし</p> <p>C部会: ・入居者の退去や死亡時における手続きの検討 ・外国人向けサポートブックの動画作成、周知</p> <p>残存課題: ・居住支援制度では、緊急連絡人がいなくても保証の審査を受けられるようにしているものの、緊急連絡人・連帯/身元保証人が確保できないことにより、入居・審査を断られることがある。 ・費用負担などの理由により、機械的な見守りの導入が進んでいない。 ・モデル契約条項の活用を検討したが、受任者や費用の確保が困難な状況で具体的な取組みの検討に至っていない。</p>	
		⇄												<p>専門部会の前後に検討会を実施</p>	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>すまいの相談窓口・居住支援協議会の事務局運営(毎月末に物件提供後の状況調査を実施)</p>
		⇄													<p>『外国人向けすまいのサポートブック』の動画作成委託⇒完成後YouTubeアップ、チラシ配架</p>
						⇄			●						<p>セミナー内容検討・講師選定・事前準備等</p> <p>オーナーセミナー(10/21)</p>
その他	●	●	●											<p>国庫補助申請関連</p> <p>応募手続き交付申請結果通知</p> <p>完了報告</p> <p>住公へ借入金返済(4月上旬)</p> <p>令和6年度事業(補助対象)期間 ※4月1日~</p> <p>協議会運営費(国費)の応募及び交付申請手続き</p>	

川崎市居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、川崎市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、川崎市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 あらたに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、同条において規定する幹事の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

第2章 役員

(役員の種類及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 2名
 - 三 幹事 10名程度
 - 四 会計監事 1名
- 2 役員は、本会の会員のうちから総会で選任する。
 - 3 幹事及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 会計監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
 - 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - 三 会則の制定及び改廃に関すること。
 - 四 専門部会の設置に関すること。
 - 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項について決定する。
 - 一 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - 二 総会に付議すべき事項
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 幹事長は、幹事の互選とし、その議長となる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。

(専門部会)

- 第11条 専門部会は会長が指名する者をもって構成し、部会長が召集する。
- 2 部会長は、部会員の互選とし、その議長となる。
 - 3 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の下に分科会又はワーキンググループを設置することができる。この場合、各専門部会合同の分科会又はワーキンググループを設置することもできるものとする。
 - 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(連絡調整会議)

- 第12条 会長は、総会、幹事会及び専門部会のほか、活動内容の中間報告や事業実施にあたり必要となる会員相互の連絡調整のため、必要に応じて連絡調整会議を開催することができる。

(事務局)

- 第13条 本会の事務、経費の管理等を行うために、川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課及び川崎市住宅供給公社に事務局を置く。

第4章 会計

(経費)

- 第14条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度においては、本会の設立日から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

- 第16条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

- 第17条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 個人情報等

(秘密の保持)

- 第18条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第19条 本会が取り扱う個人情報の保護に関しては、川崎市個人情報保護条例のほか関連する規定を準用する。

この場合において、「実施機関」とあるのは「本会」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

附 則

この会則は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月27日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
宅地建物取引業者	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 公益社団法人 全日本不動産協会 川崎支部
賃貸住宅事業者	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部
居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 川崎ロイヤル 株式会社 川崎市住宅供給公社 特定非営利活動法人 ピアたちばな
法務省	横浜保護観察所
川崎市関係課	市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 イノベーション推進室 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課

※川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる